

2024年7月25日  
日本郵便株式会社

## 郵便事業の収支の状況（2023年度）

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也）は、本日、2023年度の郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告いたしました。

郵便事業の収支の状況は、郵便法（以下「法」といいます。）第67条第7項の規定に基づき、郵便物の種類等ごとの収支の状況を明らかにするものです（概要は、[別紙](#)をご覧ください。）。

○ 2023年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：億円）

| 郵便物の種類等                  | 営業収益   | 営業費用   | 営業損益 |
|--------------------------|--------|--------|------|
| 内国郵便業務                   | 11,143 | 12,061 | ▲918 |
| 第一種郵便物（封書）               | 6,169  | 6,575  | ▲406 |
| 第二種郵便物（はがき）              | 3,004  | 3,337  | ▲333 |
| 第三種郵便物（雑誌、新聞）            | 68     | 130    | ▲61  |
| 第四種郵便物（通信教育など）           | 7      | 16     | ▲9   |
| 法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物 | 909    | 1,015  | ▲106 |
| 法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物 | 986    | 989    | ▲3   |
| 国際郵便業務                   | 753    | 731    | 22   |
| 通常郵便物                    | 187    | 199    | ▲11  |
| 小包郵便物                    | 153    | 140    | 12   |
| EMS郵便物                   | 413    | 392    | 21   |
| 合計                       | 11,896 | 12,792 | ▲896 |

注 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

（参考）

- ・法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特種取扱とした郵便物をいいます。
- ・法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、上記以外の特種取扱（速達など）とした郵便物をいいます。

以上

**【お客さまのお問い合わせ先】**

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（有料）

※ガイダンスが流れますので「\*」のあとに

「4」を選択して下さい。

<受付時間> 平日 9:00~19:00

土・日・休日 9:00~17:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。